

直接請求運動における公務員に係る制約についての見解

「原発」 県民投票静岡 事務局 中村英一

1 地方自治法による制約

- ・地方自治法上、国家公務員および地方公務員が、受任者になることは制限されていない。
- ・公務員の地位を利用しての署名活動に、罰則規定があるのみ。

2 国家公務員法による制約

- ・国家公務員法第102条第1項では、「職員は、・・・人事院規則で定める政治的行為をしてはならない」とされている。
- ・人事院規則14-7（昭和24年9月19日施行）では、制限される政治的行為について、政治的目的と政治的行為に分けて、定義している。
- ・「政治的目的の定義」の7において、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。」としている。
- ・「政治的行為の定義」の9において、「政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。」としている。
- ・この規定は、公務員の服務上の義務を課すものにすぎず、受任者になること自体はできる。ただし、この規定に違反することは、その公務員への懲戒事由となる。
- ・この規定自体は、受任者の資格要件に関わるものではない。したがって、これに違反して収集した署名も有効となる。

3 教育公務員特例法による制約

- ・教育公務員特例法第18条第1項で、「公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。」とされている。
- ・したがって、公立学校の教育公務員については、人事院規則の政治的行為の定義に基づき、国家公務員と同様に、受任者になることはできるが、それが懲戒事由になると解釈される。

4 結論

- ・国家公務員も地方公務員も受任者になることができる。
- ・ただし、国家公務員と教育公務員である地方公務員は、懲戒の対象となる場合もある。その判断は、任命権者の判断によるので、懲戒の対象となるかどうかは、何とも言えない。
- ・懲戒事由となることをご本人が想定した上で、自己責任で受任者となることは問題ない。